

■ 資料編 ■

菊陽政第500号
令和2年8月4日

菊陽町総合計画策定審議会
会長 明石 照久 様

菊陽町長 後 藤 三 雄

第6期菊陽町総合計画（基本構想及び前期基本計画）の策定について（諮問）

第6期菊陽町総合計画（基本構想及び前期基本計画）を策定する必要がありますので、菊陽町総合計画の策定に関する条例（令和2年菊陽町条例第2号）第5条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

菊陽町総合計画第5号

令和3年2月10日

菊陽町長 後藤三雄様

菊陽町総合計画策定審議会

会長 明石照久

第6期菊陽町総合計画の「基本構想素案」について（答申）

令和2年8月4日付け菊陽政第500号で意見を求められた第6期菊陽町総合計画の「基本構想素案」について、様々な視点、立場から慎重に審議しました。

審議の結果、10年後の将来像「人・緑・未来『さん』と輝く生活都市 きくよう」、4つのまちづくりの目標（都市像）、8つの政策分野、32の基本施策は、いずれも菊陽町の進むべき方向性として適当と認められますので、原案のとおり了承することを答申します。

菊陽町総合計画第7号

令和3年3月29日

菊陽町長 後藤三雄様

菊陽町総合計画策定審議会

会長 明石照久

第6期菊陽町総合計画の「前期基本計画素案」について（答申）

令和2年8月4日付け菊陽政第500号で意見を求められた第6期菊陽町総合計画の「前期基本計画素案」について、様々な視点、立場から慎重に審議しました。

審議の結果、将来像である「人・緑・未来『さん』と輝く生活都市 きくよう」の実現に向け、4部8編構成として各分野の基本施策を盛り込んだ「前期基本計画素案」は、菊陽町の施策の方向性を示すものとして適当と認められます。

この計画に基づく具体的な取組がきめ細かに展開されることを祈念して、別添のとおり答申します。

総合計画策定審議会委員名簿

任期：令和2年8月4日～令和4年5月31日

	役職	氏名	所属等	
1	会長	明石照久	学識経験者	熊本県立大学名誉教授
2	副会長	平島知雄	町内企業代表	株式会社愛歯取締役副社長
3	委員	上田茂政	菊陽町議会	議長
4	委員	福島知雄	菊陽町議会	副議長
5	委員	紫垣徹	菊陽町教育委員会	教育長職務代理者
6	委員	隈部勲	菊陽町区長会	会長
7	委員	酒井恵	菊陽町地域女性の会	会長
8	委員	酒井良一	菊陽町老人クラブ連合会	会長
9	委員	堤建太	菊陽町PTA連絡協議会	会長
10	委員	後藤一喜	菊陽町商工会	会長
11	委員	大山陽一	菊池地域農業協同組合	菊陽担当理事
12	委員	服部誠也	菊陽町社会福祉協議会	事務局長
13	委員	窪田實穂	公募委員	町民代表
14	委員	佐藤清孝	公募委員	町民代表
15	委員	柿本竜治	学識経験者	熊本大学大学院教授
16	委員	井田貴志	学識経験者	熊本県立大学教授
17	委員	高林秀明	学識経験者	熊本学園大学教授
18	委員	長野克也	学識経験者	東海大学教授

第6期菊陽町総合計画策定経過

- 令和2年1月～2月 町民意識調査（町民アンケート）
- 令和2年3月9日 「菊陽町総合計画の策定に関する条例」改正
- 令和2年6月19日 第1回総合計画策定委員会（課長以上）
- 【令和2年7月8日
令和2年7月豪雨のため、開催予定の総合計画策定審議会を延期】
- 令和2年8月4日 第1回総合計画策定審議会
（委員委嘱、町長からの諮問、総合計画骨子案の審議）
- 令和2年8月26日 第2回総合計画策定委員会（課長以上）
- 令和2年9月23日 第2回総合計画策定審議会
（基本構想素案の主要項目、基本計画枠組み案の審議）
- 令和2年11月19日 第3回総合計画策定審議会
（基本構想素案、基本計画レイアウトの審議）
- 【令和2年12月21日～22日
新型コロナウイルス感染症の影響により、開催予定の住民懇談会（町図書館ホール）を中止】
- 令和2年12月22日～令和3年1月7日
区・自治会からの意見募集
- 令和2年12月22日～令和3年1月12日
町民からの意見募集
- 令和3年1月15日 第3回総合計画策定委員会（課長以上）
- 令和3年1月22日 第4回総合計画策定審議会
（基本構想素案、基本計画素案〔基本施策〕の審議）
- 令和3年1月25日～2月8日
「基本構想」素案に関する町民からの意見募集
- 令和3年2月10日 第5回総合計画策定審議会
（基本構想答申、基本計画素案〔基本施策、校区別計画〕の審議）
- 令和3年2月15日～3月16日
「基本計画」素案に関する町民からの意見募集
- 令和3年2月18日 第4回総合計画策定委員会（課長以上）
- 令和3年3月3日 「基本構想」議会議決
- 令和3年3月26日 第6回総合計画策定審議会
（基本計画素案〔基本施策、校区別計画〕の審議）
- 令和3年3月29日 「基本計画」答申
- 令和3年3月29日 「基本計画」町長決定

17の持続可能な開発目標（SDGs）への取組

1. SDGsの概要と意義

- SDGs（エスディージーズ）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。
- 2015年までを期限としていた発展途上国向けの開発目標 MDGs（ミレニアム開発目標）の後継として採択された SDGs は、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと細分化された169のターゲット、進捗状況を図るための232の指標で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。
- わが国においては、2016年5月に政府内に SDGs 推進本部を設置、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際に SDGs の要素を最大限反映するよう求めています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	 <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>		
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>質の高い教育をみんなに すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>		
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>		

2. SDGsと自治体行政の役割

- SDGsのゴールやターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各自治体の実情に合わせて落とし込む（ダウンサイジングした解釈）作業が必要です。
- なお、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments) が示しており、また、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとってのSDGs — 導入のためのガイドライン —」では次のとおり整理されています。

▼SDGsの17の目標と自治体行政の関係（UCLG）【自治体レベルに落とし込んだ目標】

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。		国内および国家間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上で自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。		都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。		持続可能な消費と生産のパターンを確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすことも重要な取組といえます。		海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。		森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。		公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 平和で公正な社会を作る上で自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。		持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
	レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することも貢献することができます。		